

重要事項説明書小規模ホームこすもす 利用約款（重要事項説明書）

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

(1) 法人名	医療法人おもと会
(2) 所在地	沖縄県宜野湾市嘉数4丁目4番地10
(3) 電話番号	098-897-2887
(4) 代表者氏名	理事長 石井和博

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定小規模多機能型居宅介護事業所 平成19年7月1日 宜野湾市指定
(2) 事業所の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
(3) 事業所の名称	小規模ホーム こすもす
(4) 事業所の所在地	沖縄県宜野湾市嘉数4丁目4番地10
(5) 電話番号	098-897-2887
(6) 管理者氏名	中曾根 慎
(7) 運営方針	<ol style="list-style-type: none">要支援・要介護状態にある利用者に対して、可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう、利用者の様態や希望に応じて、通いサービスを中心に訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて提供し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。利用者が在宅でその人らしく暮らし続けるために、利用者の人格を尊重し、利用家族・介護者との信頼関係を築き、「向き合い」「寄り添い」ケアの提供に努める。在宅生活を支えるため、柔軟な対応ができるよう工夫し、在宅介護者の負担軽減に努める。事業を運営するにあたっては地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、その他医療、保険、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
(8) 開設年月日	平成19年7月1日
(9) 登録定員	25名（通いサービス定員15人、宿泊サービス定員6人）
(10) 居室等の概要	当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。 宿泊室：6室、居間兼食堂、台所、浴室（浴槽、シャワー3台設置）、トイレ、洗面ユニット 消防設備（スプリンクラー、煙探知機、熱感知器、火災報知器、自走通報装置、ガス漏れ探知機） ※上記は、厚生労働省が定める基準により指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常事業の実施地域	沖縄県宜野湾市内
(2) 営業日及び営業時間	※記載地域外の方は当事業サービスを利用できません。
	営業日：年中無休 通いサービス（9:00-16:30）、訪問サービス、宿泊サービス ※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

- ・小規模多機能型居宅介護サービスを提供するための次の職員を配置します。
管理者1名（介護兼務）、介護支援専門員1名（介護兼務）、介護職員8名、看護職員2名
- ・主な職種の勤務体制
管理者・介護支援専門員・看護職員 8:30 - 17:30
介護職員 8:30 - 17:30、17:00 - 9:00（その他利用者の状況に対応した勤務時間を設定します）

5. 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、ご契約者に対し以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の原則1割の金額となります。

ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容を行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

・サービスの概要

ア 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。

食事

- ・食事の提供及び食事の介助
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスは任意です。

入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い身体機能の低下を防止するよう努めます。

健康管理

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

送迎

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品（水道・ガス・電気等）は無償で使用させて頂きます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

1) 医療行為

2) ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

3) 酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

4) ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

5) その他ご契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊いただき食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

サービスの利用料金

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額利用料金は1ヶ月ごとの包括（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。
利用料金は、介護報酬の告示上の額の原則1割とします。

要支援1 3,450円、要支援2 6,972円

要介護1 10,458円、要介護2 15,370円、要介護3 22,359円、要介護4 24,677円

要介護5 27,209円

- 1) 月ごとの包括料金ですので、ご契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても日割りでの割引または増額はいたしません。
- 2) 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には登録した期間に応じての日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- 3) ご契約者がまだ要介護認定をうけていない場合には、サービスの全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 4) ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます
- 5) 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせご契約者の負担額を変更します。

イ 加算料金（介護報酬加算料金の原則1割自己負担）※下記の料金は1割の料金です。

- ・サービス提供体制強化加算(1)750円、(2)640円、(3)350円 介護福祉士の割合による体制加算
- ・介護職員等処遇改善加算(1) 所定単位数にサービス別加算を乗じた単位数で算定(14.9%)

*その他必要に応じ下記の料金が加算されます。

- 1) 初期加算 30円（日）
- 2) 認知症加算 (1)920円（月）、(2)890円（月）、(3) 760円（月）、(4) 460円（月）
- 3) 若年性認知症利用者受入加算 要支援450円（月）要介護800円（月）
- 4) 看護職員配置加算 (1)900円（月）、(2)700円（月）、(3)480円（月）
- 5) 看取り連携体制加算 64円（日、30日以内）
- 6) 訪問体制強化加算 1,000円（月）
- 7) 総合マネジメント体制強化加算 (1)1,200円（月）、(2) 800円（月）
- 8) 生活機能向上連携加算 (1)100円（月）、(2)200円（月）
- 9) 口腔・栄養スクリーニング加算 20円（6月に1回限度）
- 10) 科学的介護推進体制加算 40円（月）
- 11) 生産性向上推進体制加算 (1) 100円（月）、(2) 10円（月）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ・サービスの概要と利用料金

食費（朝）400円（昼）550円（夕）600円、宿泊費1,300円（日）、おむつ代760円～2,940円
行事参加費 実費（創作活動等の材料費や外出、特別な行事参加費）

- ・上に掲げるものに他に小規模多機能型居宅介護の提供において、日常生活においても通常必要に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- ・前項の費用額に係るサービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得るものとします。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することができます。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月20日までにお支払い下さい。

- ①事業所での現金支払 ②銀行振込み ③自動口座引落とし

[銀行振込の場合]

沖縄銀行 本店営業部 普通預金 No.2318988（名義）医療法人おもと会

琉球銀行 壱屋支店 普通預金 No.557126（名義）医療法人おもと会

(4) 利用の中止、変更、追加

- 1) 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本とし、ご契約者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- 2) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。
- 3) 5. (1) の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。
- 4) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

- ・小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。
- ・事業者は、ご契約の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定めその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

窓口担当 管理者 中曾根 慎

TEL 898-2887 (8:30~17:30)、FAX: 898-2887 (随時)

ご意見箱を玄関入口に設置しております。（随時受付）所定の用紙にご記入の上お申し出下さい。
後日、口頭、または文面にてご返事申し上げます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・国民健康保健団体連合会（国保連） 860-9024 月曜日～金曜日 8:30～17:30
(17:30～翌8:30の時間帯は転送電話、FAXにて対応可)
- ・宜野湾市介護長寿課 893-4411 月曜日～金曜日 9:00～17:00

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

・運営推進会議の構成

- 1) 小規模ホームこすもす管理者 2) 利用者 3) 利用者の家族
- 4) 宜野湾市職員又は、宜野湾市地域包括支援センター職員 5) 地域の福祉関係者
- 6) 地域住民の代表 7) 小規模多機能型居宅介護について見識を有する者

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて下記の医療機関・歯科医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

- | | | |
|-------------------|--------------|---------------|
| ・大浜第一病院 | 098-866-5171 | 那覇市天久 1000 |
| ・浦添総合病院 | 098-878-0231 | 浦添市前田 1-56-1 |
| ・喜屋武内科クリニック | 098-890-7715 | 宜野湾市嘉数 2-1-1 |
| ・サザン歯科まえだ | 098-875-4618 | 浦添市前田 1-10-7 |
| ・グループホームさくら | 098-898-2280 | 宜野湾市嘉数 4-4-10 |
| ・介護老人保健施設ぎのわんおもと園 | 098-898-1010 | 宜野湾市嘉数 4-4-10 |

(身体の拘束等)

9.当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は施設管理者又は施設長が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当事業所の医師が、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(褥瘡対策等)

10.当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設置し、その発生を防止するための体制を整備します。

(虐待防止に関する事項)

11.当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。苦情解決の体制を整備するとともに、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。サービス提供中に従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

(ハラスメントに関する事項)

12.当事業所は、ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し防止会議等により再発防止策を検討します。ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(業務継続計画の策定等)

13.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

14.天災その他の災害が発生した場合、サービス利用者の非難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上、その指示に従い安全を図ります。事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てて置くとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回実施します。

15.サービス利用にあたっての留意事項

小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、次の点に留意していただきます。

○サービス利用に当たっては、主治医から日常生活の注意事項、また利用当日の体調が思わしくない場合は職員へ連絡、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意して下さい。

○体調の悪い利用者は入浴、機能訓練サービスを控えるか職員に相談下さい。

○清潔な下着の着替え、オムツ使用の場合は予備をご持参下さい。

○食事形態や食品に対するアレルギーや治療食の有無、嗜好などがある場合は申し出て下さい。

○事業所の快適な共同生活ができるように、常に互助扶助の精神を心掛けて下さい。

○洗面所、トイレ、事業所内は常に清潔、防臭を保つようご協力下さい。

○利用中の飲酒については、健康上原則として禁止とさせていただきます。また喫煙については医師と相談の上決められた場所でお願いいたします。その際ライター等火気の使用については防火管理上、職員の許可を必ず得て下さい。

○事業所内の居室や設備、備品は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損などが生じた場合は、弁償していただくことがあります。

○金銭・貴重品の持込などは原則的にお断りしています。盗難などのトラブルについては当事業所で責任を負いかねますのでご了承下さい。

○予定されている通所サービスを休む場合は、前日もしくは当日の朝8時30分までにご連絡下さい。

○送迎車輛への昇降時及び走行中は、職員の指示に従い安全運転にご協力下さい。

○事業所内での営利行為、宗教活動は行わないで下さい。

○他の利用者の迷惑になる言動、暴力行為を行わないで下さい。

○むやみに他の居室等に立ち入らないで下さい。

個人情報の利用目的

小規模ホームこすもすでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔小規模多機能事業内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

※外部からの面会の問い合わせについては、身元引受人からお申し出がない限りご案内します。
ご都合が悪い場合はお申し出下さい。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模ホームこすもす

説明者職名

印

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

代理人住所

氏 名

※この重要事項説明書は、厚生労働省第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。